

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 27 年 4 月 7 日

（照会者） 殿

金融庁監督局保険課長

平成27年1月26日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会者がこれらの行為を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第3条第1項に違反せず、また同法第315条の罰則の対象となるものではないと考える。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

保険業法第2条第1項によれば、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業は「保険業」に該当するものとされている。

そして、予め事故発生に関わらず金銭を徴収して事故発生時に役務的なサービスを提供する形態が保険業に該当するかどうかについては、「当該サービスを提供する約定の内容、当該サービスの提供主体・方法、従来から当該サービスが保険取引と異なるものとして認知されているか否か、保険業法の規制の趣旨等を総合的に勘案して」判断することとされている（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅲ－1－1（1）（注2））。

これに照らすと、照会者が、照会書 2（2）に記載される態様で、ガス購入者に対し、現に使用するガス消費機器が製造後 10 年（メーカー保証期間を含む）の間に自然故障した際に、これを修理し又は代替品を提供することを約し、ガス購入者から保証料を収受する業務（以下、「本件業務」という。）を行うことは、以下の諸事情を総合的に勘案すると、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険」の引受けを行う事業に該当しないものと認められる。

- ① 本件業務に係る約定の内容は、役務の提供又は代替品の提供を約するものであり、金銭的な損失をてん補を約するものではないこと。
- ② 照会者は、ガスの販売を行うに際して、法令上、ガス消費機器の調査義務及び当該機器に不具合があった場合のガス購入者に対する通知義務を負っており、本件業務はかかる調査義務等に密接に関連した業務として提供されるものであること。
- ③ 法令上、ガス消費機器の調査義務等を負う者が当該調査義務等に付随して提供する機器の修理サービスは、保険取引とは異なるものと社会的に認知されていると考えられること。
- ④ 本件業務は、役務の提供又は代替品の提供を約するものであること、1 事故あたり 10 万円相当を上限としており高額な役務提供を予定していないこと等からすると、責任準備金の積立や保険計理人の関与等の財務規制を及ぼす必要性は低く、その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事情も見当たらないこと。

以上のとおりであるから、本件業務を内閣総理大臣の免許を受けずに行った場合にも、保険業法第 3 条第 1 項に違反せず、また同法第 315 条の罰則の対象となるものではないと考える。

以上